

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年8月まで

私が20歳の時に、勤務先の親方が国民年金に加入させてくれて、毎月の給料から国民年金保険料を納付してくれていた。その事業所を辞める時に、親方から国民年金手帳を渡され「今後は自分で保険料を納付するように。」と言われたが、そのまま未納にしていた。

次の会社へ就職した数か月後に、男の人が職場へ訪ねて来て、納付書のようなものを示して「滞納している保険料を納付するように。」と言われたので、その場で滞納分として2,000円弱の保険料を支払った。同事業所は住込、食事付きであるため、滞納分を納付して財布が空になっても食べることに困らないので一括納付した記憶がある。

申立期間について、保険料が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は17か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張する時期において、当該保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料とほぼ一致している上、集金人が訪ねてきて納付した当時の状況を具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで  
20歳到達時、国民年金への加入勧奨の葉書が届き、市町村役場で加入手続をした。その後、市町村から委託された集金人が、自宅まで毎月国民年金保険料を集金に来てくれたので、両親と共に欠かさず保険料を納付していた。  
年金記録を照会したところ、昭和44年度の1年間が免除となっていることを知った。自分が保険料を納めていないなど考えられないし、免除を申請したはずもなく、当該記録には納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月21日に払い出されており、申立人は、申立期間を除き、納付すべき国民年金保険料をすべて納付している。  
また、申立期間を含めその前後の期間において、申立人と同居し同じ集金人に保険料を納付していた申立人の両親は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立期間は1年と短期間である上、申立人は申立期間前後において、国民年金の保険料納付方法にも生活環境にも特に変化はなかったと主張しており、申立人を含め同居の親族も申立期間前後の納付状況が良好であることなどからみても、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間直後に結婚した夫についても、それまで国民年金に加入していなかったが、申立人が加入を勧めて、結婚を機に国民年金に加入し加入以後の保険料を完納しているなど、申立人の国民年金に対する納付意識が高かったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年12月まで  
② 昭和42年11月から43年3月まで

A市町村役場から呼び出され未納であった国民年金保険料の納付勧奨を受けたので、2年ほど未納であった保険料を納付した。まとめて納付した保険料額は2,300円ほどであったと思う。また、昭和42年11月から43年3月までは、病気や怪我をした覚えもなく、生活状況に変化がなかったにもかかわらず免除を申請している記録となっているが、免除申請した記憶は無く、定期的に保険料を納付していた。

以上のとおり、国民年金の記録が誤っているので記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納期間が無く、昭和46年1月から付加保険料をも併せて納付しているなど、国民年金制度に対する関心が高かったことがうかがえる上、申立期間①について、申立人はA市町村役場から呼び出され未納であった国民年金保険料の納付勧奨を受け、これに応じて2,300円ほど納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において申立期間後である昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料を43年1月25日に過年度納付した記録が確認できることから、当該過年度納付を行った時点で、納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人がさかのぼって納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間に納付すべき保険料額と過年度納付を行った保険料額を合わせた金額とおおむね一致する。

さらに、A市町村は、申立期間当時、窓口で過年度納付の国民年金保険料を預かり被保険者に代わって金融機関に納付していたことが確認できる。

一方、申立期間②について、申立人は、「病気や怪我をした覚えもなく、生活状況に変化がなかったにもかかわらず申請免除と記録されているのはおか

しい。申立期間の保険料は定期的に納付を行っていた。」と主張しているが、申立人の当該期間の納付方法等の記憶はあいまいである。

また、申立人が定期的に納付を行えたのは、過年度納付を開始した記録がある昭和43年1月25日以降の期間であると考えられることから、当該期間は定期的に納付を行っていたとは推認し難い。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和37年1月にA市町村へ嫁いで来たが、その際に義母に国民年金に加入するように言われた。20歳以降それまで国民年金に加入していなかったため、義母が4月ごろに、婚姻前の期間も含めてさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。この度、年金記録を確認したところ、昭和36年度分の保険料が未納となっていたが、義母が、上記のとおり、さかのぼって保険料を納付してくれたはずであるので記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろに、義母から国民年金に加入するよう勧められ、その際、義母に加入手続をしてもらったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月20日に払い出されており、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、義母に国民年金への加入を勧められるまで、国民年金に加入しておらず国民年金保険料も納付していなかったため、加入の際に、婚姻前の未納期間の保険料をさかのぼって納付してもらったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和39年5月20日に払い出されていることから、申立期間については、時効によりさかのぼって納付することができなかった期間である。

さらに、申立期間について、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、義母は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、当該期間において、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間、52年4月から58年3月までの期間及び59年4月から62年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで  
② 昭和52年4月から58年3月まで  
③ 昭和59年4月から62年11月まで

昭和48年11月にA市町村に転入して以来、市町村役場の職員が国民年金保険料を店に集金に来たので、妻と二人分の保険料を毎年一括で納付していたが、未納や免除の記録となっている。昭和51年度は納付となっているが、市町村役場から集金に来ていたのなら、他の期間も同様に納付しているはずである。

また、妻が60歳になった時に、市町村役場の担当者から今後年金を受給するため、過去の保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、妻と共に保険料を納付したはずである。

改めて年金記録を確認したところ、免除など申請したこともない上、一緒に払ってきたはずの保険料が夫婦で違っており、年金の受給額も非常に少ない。年金が全額支給となるよう記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月にA市町村に転入し、それ以後、毎年一括で国民年金保険料を納付して来たことと主張しているが、住民票及び社会保険庁（当時）保管の被保険者台帳では、50年3月11日にA市町村に転入していることが確認できる上、同市町村で保険料を納付したことが確認できるのは、昭和51年度以降の納付に係る記録である。

また、社会保険事務所（当時）保管の領収済通知書により昭和51年8月から52年3月までの保険料については、52年8月8日に過年度納付していることが確認でき、毎年、集金に来る市町村役場の職員に一括で保険料を納付していたとの主張と相違する。

さらに、申立人の妻が60歳に到達した際に、市町村役場の担当者から過去の保険料をさかのぼって納付することを勧められ、妻と共に保険料をさかのぼっ

て納付したとの主張は、申立期間当時、毎年、市町村役場の職員に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

加えて、申立期間当時、申立人夫婦と同居していた4人の娘のうち国民年金の加入資格がある3人の娘についても、申立人夫婦と同様に、未納又は免除の記録となっている。

このほか、申立人夫婦が申立期間において、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの期間、52年4月から57年11月までの期間及び60年4月から62年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで  
② 昭和52年4月から57年11月まで  
③ 昭和60年4月から62年11月まで

昭和48年11月にA市町村に転入して以来、市町村役場の職員が国民年金保険料を店に集金に来たので、夫と二人分の保険料を毎年一括で納付していたが、未納や免除の記録となっている。昭和51年度は納付となっているが、市町村役場から集金に来ていたのなら、他の期間も同様に納付しているはずである。

また、60歳になった時に、市町村役場の担当者から今後年金を受給するために、過去の保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、夫と共に保険料を納付したはずである。

改めて年金記録を確認したところ、免除など申請したこともない上、一緒に払ってきたはずの保険料が夫婦で違っており、年金の受給額も非常に少ない。年金が全額支給となるよう記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月にA市町村に転入し、それ以後、毎年一括で国民年金保険料を納付して来たことと主張しているが、住民票及び社会保険庁（当時）保管の被保険者台帳では、50年3月11日にA市町村に転入していることが確認できる上、同市町村で保険料を納付したことが確認できるのは、昭和51年度以降の納付に係る記録である。

また、社会保険事務所（当時）保管の領収済通知書により昭和51年8月から52年3月までの保険料については、52年8月8日に過年度納付していることが確認でき、毎年、集金に来る市町村役場の職員に一括で保険料を納付していたとの主張と相違する。

さらに、申立人の夫は、「申立人が60歳に到達した際に、市町村役場の担当者から過去の保険料をさかのぼって納付することを勧められ、申立人と共に保

険料をさかのぼって納付した。」と主張しており、申立期間当時、毎年、市町村役場の職員に国民年金保険料を納付していたとする主張と相違する。

加えて、申立期間当時、申立人夫婦と同居であった4人の娘のうち国民年金の加入資格がある3人の娘についても、申立人夫婦と同様に、未納又は免除の記録となっている。

このほか、申立人夫婦が申立期間において、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年12月までの期間及び59年2月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年12月まで  
② 昭和59年2月から平成4年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、集金人に払っており、滞納分も平成7年ごろに一括して払った。申立期間が未納になっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該集金人の存在も確認できないため事情を聴取することができない。

また、申立人が所持する年金手帳は、昭和54年に再交付されたものであるが、当該手帳には厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金に加入していれば記載されるべき国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日が記載されていないことから、申立人は国民年金に加入していなかったと考えざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から同年7月1日まで

私は昭和31年2月21日から32年7月1日までA事業所で従業員として勤務し、この期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。しかし、申立期間が、被保険者期間となっていないことが分かったので、調査の上、被保険者期間としてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人に係る資格喪失年月日欄に「昭和32年3月20日」、資格喪失原因欄に「退職」と記載されている上、「被保険者証添付」と押印されていることから、申立人が同事業所を同年3月19日に退職し、翌日の3月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は当時一緒に勤務していた同僚二人を記憶しているが、そのうち一人は既に死亡し、残る一人は連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された、昭和32年3月21日から同年6月1日までの間に被保険者資格を取得した29人のうち連絡がとれた12人に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年8月まで

私の年金記録では、申立期間においては国民年金の被保険者となっているが、当時、A事業所で勤務しており、給与から雇用保険料等が控除され、年に1回の健康診断もあり、会社から健康保険証ももらっていた。以上のことから、申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、当該事業所は平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所の現在の経理担当者も、「当事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年4月からであり、それ以前は、従業員に国民年金へ加入してもらっていた。」と回答している。

さらに、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している49人のうち9人に照会したところ、うち8人は、「9年4月以前から継続して当該事業所に勤務していたが、これ以前は厚生年金保険ではなく、各自で国民年金に加入していたと思う。」と供述しており、オンライン記録を見ると、上記の8人のうち6人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所から健康保険証をもらったと主張しているところ、上記経理担当者は、「当事業所は、健康保険については、B国民健康保険組合に加入している。」と供述しており、同組合事務担当者も、「当該事業所は、昭和33年4月1日から現在まで、当組合に加入している。」と供述していることから、申立人が、申立期間において、厚生年金保険に未加入であっても、同組合発行の健康保険証を所持することは可能である。

その上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月24日から同年6月24日まで  
② 昭和33年3月1日から同年8月1日まで

前回の申立てで、記録の訂正の必要はないとの通知を受けた。

しかし、A事業所では、申立期間当時は現在のように臨時社員などの区別は無く、私は正社員として採用された。

また、B事業所では、同僚が昭和33年7月又は8月に火災で亡くなり、その新聞記事を見て社長以下全員で驚いた記憶がある上、前回の第三者委員会の結論の内容には、「当時の人事担当者の供述」が記されているが、当時は社長のワンマン経営で人事担当者がいたのは私が辞めて会社が大きくなってからのことだと思う。また、その人事担当者とされる人は私が病気で一度会社を退職したと供述しているが、もし、そうであれば、健康保険に加入していないことになり医療費の支払いに困ったはずであるが、そのようなことはなかった所以我は退職していなかった。

以上のとおり、再度記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、申立人がA事業所に短期間勤務していたことは推認できるものの、i) 申立事業所には「入社後3か月ほどは試用期間が設けられていて、その間は厚生年金保険への加入及び保険料控除については無かったと思う。」との同僚の供述が有ること、ii) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人についての氏名は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものは考え難いため、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて新たな資料を提出することなく、「当時は臨時社員などの区別は無く、正社員として採用された。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか

に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、申立人は、B事業所を途中退職したことはないと主張しているが、i) 当時の人事担当者は、「申立人については、一度病気で辞めたが優秀なので無理を言って来てもらった。当時は人手が足りず新規採用以外に何人かそのようなお願いをして来てもらった。」と供述していること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人と同じように一度被保険者資格を喪失し、再度取得している者が5人存在する上、同名簿の申立人の備考欄には、厚生年金保険の資格喪失に伴い、健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できること、iii) 申立事業所は申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除は不明と回答しており、現在連絡のとれる当時の同僚からも申立期間における申立人の保険料控除に関する有力な供述は得られないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「申立期間内である昭和33年7月又は8月に、申立事業所に勤務する同僚が火災事故で亡くなった新聞記事を見て、社長以下全員が驚いたことを記憶している。」と供述している。

そこで、前回の調査に加えて、当時の火災事故についての新聞記事を調査したところ、昭和33年某日のC新聞夕刊及びD新聞夕刊において、申立人の供述する同僚が火災ではなくガス中毒により死亡した旨の記事が確認できたが、当該記事によると、当該同僚が亡くなったのは33年某日であり、33年7月又は8月であったとする申立人の供述と一致しない上、申立人は、当該事故発生日に、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していることから、当該資料は、申立人が申立期間②の申立事業所における勤務及び保険料控除を示すものとは認められない。

また、申立人は、今回の申立てにおいて新たな資料を提出することなく、前回の調査で得た当時の人事担当者の供述について、i) 「当時は社長のワンマン経営で人事担当者はいなかった。」、ii) 「私が病気で一度会社を辞めたのであれば、健康保険に加入していないことになり医療費の支払いに困ったはずである。」と主張しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月23日から37年9月1日まで

私は、A事業所又はB事業所に勤務していた。その事業所には、税理士が常駐していたのを記憶している。

給与から種々差し引かれていたので、年金制度があれば間違いなく厚生年金保険料が差し引かれていたと思う。

6年間程度勤務した記憶があり、このすべての期間について厚生年金保険の被保険者となっているはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したと主張する「A事業所」又は「B事業所」の厚生年金保険適用事業所はオンライン記録には見当たらない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者について記載されている「氏名順名簿」、「生年月日順名簿」に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人は、A事業所と同一事業所と思われるC事業所において昭和37年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該事業所は、同日において厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

加えて、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、当時の申立人の勤務状況、保険料控除状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和44年4月1日に入社をし、46年6月30日まで勤務していたのに厚生年金保険の記録では、同年3月31日の資格喪失となっている。同事業所は、45年12月に2回目の不渡手形を出したが、その後も操業をしており、私は46年6月末まで仕事をした。その間給料も支給され、厚生年金保険料も控除されていたことを記憶していることから、申立期間の記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたと主張しているが、当時の事業主と姻戚関係のある上司は、「同事業所は昭和45年12月25日に不渡手形を出したため、その後操業することは不可能であり、46年4月までに社員はほとんど辞めているはずである。それ以降は、役職者とか事業主の身内の者だけで残務整理をした。」と供述している上、申立人が記憶している別の上司も「昭和45年12月以降、私が辞めるまでにはほとんどの人は辞めている。整理等で残った人は役員とか少数であり、申立人もそれまでには辞めているはずである。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和44年4月1日取得、46年3月31日離職と記録されており、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入期間と一致する上、申立期間の加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、有力な証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年 8 月まで  
② 昭和42年 9 月から45年 8 月まで  
③ 昭和45年 9 月から46年 7 月まで

申立期間①については、A事業所では1か月間の厚生年金保険被保険者期間しか記録されていないが、約3年間勤務していたはずである。申立期間②については、B事業所で商品の配送業務をしていた。申立期間③については、C事業所で商品の配送をしていた。

いずれも勤務の実態があるので、厚生年金保険被保険者となるよう記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、同僚の供述により、期間は特定できないものの申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所の事業主は、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、すべて不明であると回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚への照会において、申立人が保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和39年9月10日付けでA事業所に係る被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録には、申立期間における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

#### 2 申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数

の従業員に照会し、当時の社会保険事務担当2人を含む4人から回答を得たが、この全員が、申立人についての記憶が無いとしている。

また、当該事業所の事業主は、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、すべて不明であると回答している。

さらに、B事業所は、昭和39年1月1日に健康保険厚生年金保険適用事業所となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票において同年1月から45年4月までに健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得している者37人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録にも、申立期間②における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は昭和45年9月10日から46年7月30日までC事業所に勤務していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、すべて不明であると回答している。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚への照会において申立人が保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間前後の昭和45年2月から47年1月までのC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険厚生年金保険資格取得者の健康保険被保険者番号に欠番はなく、この事務処理において不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月27日から32年1月15日まで

私は、昭和31年3月27日から34年1月31日までA事業所に継続して勤務し、当該事業所から健康保険証をもらった記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間中にA事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡が取れた社会保険事務担当者を含む7人の供述等から、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できるが、勤務期間までは特定できない。

また、これらの同僚から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について有力な供述は得られない。

さらに、厚生年金保険と加入手続が一体的に行われる健康保険について、申立人は、「当該事業所に就職後1年ほどしてから健康保険証をもらった。」と供述していることから判断すると、就職と同時に厚生年金保険のみに加入したとするのは不自然である。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

その上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人の申立期間に係る記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年1月1日まで

A事業所が新規事業を始めるということから、私は昭和46年10月1日に新規事業の担当者として入社し、遊技場の開設準備段階から従事した。47年12月ごろ、別事業所の求人に応募し、48年1月6日からの採用が決まったので47年12月末で退職した。申立期間に勤務していたことは確かであるので調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人が昭和46年9月21日から47年12月31日までA事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の当該事業所における社会保険関係の事務担当者は、「昭和47年ごろ、遊技場で勤務していた人について社会保険への加入申請手続をするために社会保険事務所（当時）へ行ったところ、遊技関係の業種は社会保険に加入できないと言われた。しかし、中途採用で入社してきた一人については、遊技場勤務でも本社勤務扱いで社会保険に加入させた。」と供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人を含め当時遊技場で勤務していた従業員9人の健康保険厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、7人は昭和47年4月1日、1人は同年5月1日、残り1人（中途入社した者）は59年10月1日に資格喪失しており、47年中に資格喪失している被保険者8人は同年5月30日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できることから、当該事業所は、社会保険事務所（当時）の指導に基づき遊技場で勤務していた従業員（中途入社してきた1人を除く）の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたと推認される。

さらに、当該事業所は、社屋を3回移転しており、その際に古い厚生年金保険関係の資料を破棄したため、申立期間に係る資料は保管していないとしている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間における当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。